

町職員の給与はその職務に応じた給料と扶養手当や通勤手当などの諸手当から構成されます。国や他の地方公共団体との均衡を考慮した上で、条例に基づき支給されます。

令和5年度の人件費の決算状況と令和6年度の給与・職員数などをお知らせします。なお、職員の給与水準を表す国家公務員を100とした指数(ラスパイレス指数)は、令和5年4月1日現在95.6です。

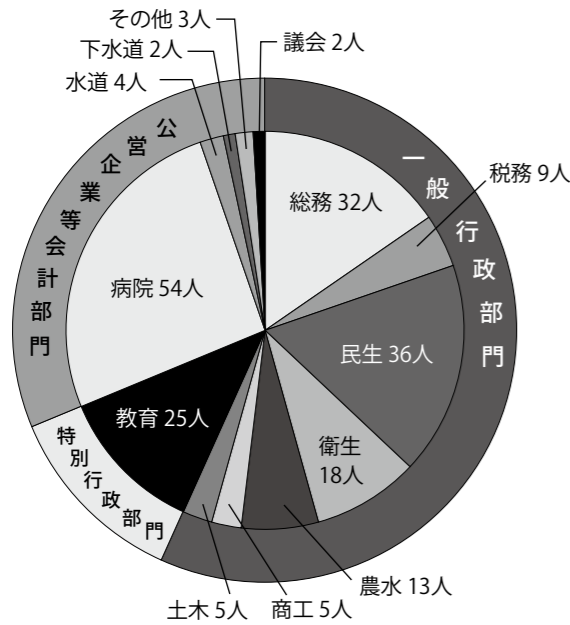
職員の給与と人事

企画総務課 総務係 ☎ 0152-23-3131 内線 206

職員数と勤務条件など

■ 部門別職員数の状況

(令和6年4月1日現在 208人) ※再任用職員等を含む



●条例による町職員の定数は238人です。令和6年4月1日現在の職員数は203人で、再任用職員等を含めると総計208人です。

■ 職員の勤務時間と勤務条件の状況

(令和6年4月1日現在)

勤務時間	8時45分～17時30分
休日	①国民の祝日 ②年末年始(12月29日～翌年の1月3日)
週休日	土・日曜日

■ 職員の研修に関する状況(令和5年度)

職場研修	新任職員研修	14人
	財政実務処理研修	78人
	政策立案研修、管理職向け研修	22人
委託研修	オホーツク町村会	17人
派遣研修	専門職・一般職自己提案型研修等	1人

■ 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)

※再任用職員等を除いた人数

区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数(人)	0	15	14	12	21	31	27	19	23	26	8	7	203

●令和5年度の退職者は14人で、令和6年度の新規採用職員は16名です。

■ 職員の分限処分と懲戒処分の状況 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

分限区分および処分者数	降任	免職	休職	計	
	-	-	-	-	
懲戒区分および処分者数	戒告	減給	停職	免職	計
	-	-	-	-	-

●分限処分とは、心身の故障などで職務が十分に果たせない場合などに職務の能率維持を目的に行う処分です。

●懲戒処分とは、地方公務員法などに違反した場合や、職務上の義務違反などに対して秩序維持を図るために行う処分です。

■ 職員の福祉と利益の保護に関する状況

■ 共済制度

職員の共済制度は、病気や負傷、出産や死亡した場合などその相互救済を図るため、地方公務員等共済組合法に基づき、北海道市町村職員共済組合が実施主体となり事業を実施しています。

■ 厚生制度

職員の厚生は福祉の増進と生活の安定を図るため、共済組合の事業を補完する(財)北海道市町村職員福祉協会が福利厚生事業などを実施しています。

■ 公務災害

職員が公務上受けた労働災害を公務災害といい、令和5年度は4件の発生となっています。

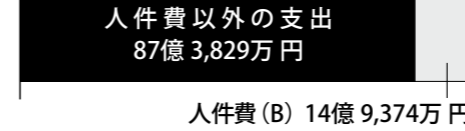
■ 公平委員会

職員は、給与・勤務時間その他の勤務条件について、適応な措置がとられるよう要求することや懲戒その他、意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に申し立てをすることができます。

給与

■ 人件費の状況 (令和5年度一般会計決算)

歳出総額(A) 102億3,203万円

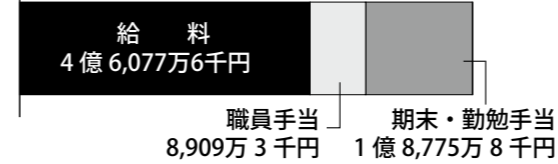


・人件費率(B/A) 14.6%
(参考)令和4年度の人件費率 15.1%

●人件費には職員に支払う給与のほか共済費、退職手当組合負担金、特別職・町議会議員・各種委員の報酬などが含まれています。

■ 職員給与費の状況 (令和5年度一般会計決算)

一般職給与費(A) 7億3,762万円



・職員数(B) 144人
・一人当たりの給与費(A/B) 512万円2千円
(参考)令和4年度の一人当たりの給与費 506万円

●令和5年度決算の職員数と給与費で、退職手当と特別職の報酬などは除きます。

■ 初任給と平均給料月額・平均年齢 (令和6年4月1日現在)

区分	初任給(円)	採用2年経過給料額(円)	経験年数区分別平均給料月額(円)		平均年齢	平均給料月額(円)
			7年以上10年未満	15年以上20年未満		
一般行政職	大学卒	196,200	206,600	256,200	41.6歳	297,500
	高校卒	166,600	174,900	209,250		

●「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均月額のことです。

■ 職員手当の状況 (令和6年4月1日現在)

扶養手当	配偶者および子など 月額6,500円～15,000円	【期末手当】 2.45月分 (2.4月分) 【勤勉手当】 2.05月分 (2.0月分) ※()内は前年度の数値。
住居手当	月額12,000円を超える家賃を払っている場合に支給	
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員 月額2,000円～31,600円	時間外勤務手当 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給
管理職手当	部長職および課長職(月額) 部長職44,000円/課長職33,000円	
寒冷地手当	寒冷地域勤務者に対し支給 月額10,340円～26,380円(11月～3月)	退職手当 【自己都合】 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 限度額 47.709月分 【定年・勸奨】 24.586875月分 33.27075月分 47.709月分 47.709月分 ※定年前早期退職特例加算措置(2%～45%)
特手当	ウトロ以東の地域勤務者に対して、給料および扶養手当の月額10%を支給	
特殊勤務手当	危険、不快、不健康などの特殊業務に従事する職員に支給 (例:X線手当、夜間看護業務手当など)	

■ 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在・月額)

区分	報酬(千円)	退職手当算定方法と支給時期	期末手当支給割合
町長	770(770)	給料月額×5.126月×4年 任期ごと	4.5月分 (4.4月分)
副町長	610(610)	給料月額×3.234月×4年 任期ごと	
教育長	540(540)	給料月額×2.838月×3年 任期ごと	

●()内は前年度の額および割合です。